

令和2年第11回

美里町農業委員会定例総会議事録

第11回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年11月25日(水)午後1時30分から午後2時55分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 使用貸借権の合意解約について
 3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 4. 利用権設定の合意解約による通知について
 5. 農用地の形状変更届出について
 6. 非農地証明願について
 7. 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
 8. 農地法第5条の規定による許可書の返戻について
- 6 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
 - 第5号議案 農業委員会法改正5年後調査の実施について
 - 第6号議案 第2次美里町総合計画・総合戦略(案)に対する意見について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和2年10月事業報告について
 2. 令和2年11月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(1名)
事務局長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。

今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、10月総会と同様、事務局の朗読は省略させていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長挨拶も省略しますので、重ねてご理解とご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、これより令和2年第11回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。3番大崎幸信委員、4番我妻卓美委員のお二人にお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。

農家相談日について、11月5日と11月20日に農家相談を行っておりますので、最初に11月5日の担当委員より報告願います。

久道雄悦委員

11月5日木曜日に、伊藤会長、古内世紀委員、私久道の3人が担当しましたが、相談者はございませんでした。以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、11月20日の担当委員より報告願います。

柴山真二委員

11月20日金曜日、邊見職務代理、佐々木幸一郎委員、柴山の3名で対応いたしました。相談件数は2件でした。

しているということですが、これは今後どのような使い道を考えているか、お聞きしたいと思います。

議長

事務局、回答願います。

事務局

それでは、8番佐々木幸一郎委員の質問にお答えします。

番号10の今後の使い道はどうかというご質問ですけれども、今回、非農地証明につきましては、農地転用と違いまして、現地はもう農地ではないということの証明でございます。それで、今後どのように使うかにつきましては、農地から農地でないもの、雑種地か宅地になる見込みでございますので、まだその辺の部分については今検討中だという申請人からの意向がございますので、今後の使い道につきましては、現時点ではまだ未定でございます。今回は非農地証明の証明を出すという部分でございますので、そのような申請でございます。

以上でございます。

議長

8番佐々木幸一郎委員、よろしいでしょうか。

佐々木幸一郎委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長

続きまして、報告事項7番、農地法第3条の規定による許可書の返戻について、報告事項8番、農地法第5条の規定による許可書の返戻について、既に皆様には総会資料をお配りしておりますので、一読されたと思いますので、先ほどの事務局長の開会宣言の中にもありましたように、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、事務局の朗読は省略させていただきます。

なお、報告事項7番と報告事項8番について、一括扱いで不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

先ほどの各種報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員の皆様は総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、全て賛成ですので、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

先ほどの第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員の皆様は総会資料はお目通しされたと思いますが、第2号議案について、番号275番と番号300番を除いた24件について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号275番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、15番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長	休憩します。(13:45)
議長	再開いたします。(13:45)
議長	休憩前に引き続き、議案番号275番について審議をいたします。質疑ありませんか。 (なしという声あり)
議長	質疑なしと認め、採決に入ります。 議案番号275番について、賛成の方の挙手を求めます。 (委員全員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。(13:45)
議長	再開いたします。(13:46)
議長	続きまして、議案番号300番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、私、16番伊藤が退席いたします。
議長	休憩いたします。(13:46)
会長職務代理者	それでは、再開いたします。(13:47)
会長職務代理者	休憩前に引き続き、議案番号300番について審議をいたします。質疑はございませんか。 (なしという声あり)
会長職務代理者	質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号300番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

会長職務代理者

全員賛成と認めます。

会長職務代理者

休憩いたします。(13:47)

議長

再開いたします。(13:47)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、26議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

先ほどの第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様は総会資料はお目通しされたと思いますので、11月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、議案番号22番から25番までの4議案について、農地調査委員会の担当委員より一括で調査結果についての報告をいただきます。

我妻卓美委員

番号22については、現地は●●地区の●●●●に位置しており、居宅の建築が転用目的となります。農地区分は都市計画用途地域にあることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号23については、現地は●●地区の●●●●に位置しております。転用目的は居宅の建築です。農地区分はJR●●●●駅からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号24については、現地は●●●●地区の●●●●に位置しております。転用目的は居宅の建築です。農地区分は10ヘクタール以上一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地として判断いたしました。集落に接続して設置され、所有者の住宅に該当しますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

月31日から令和2年12月31日までに計画変更しておりましたが、今回は建物及び機械設備を縮小するための事業計画変更を行うようです。調査日時点では、新工場となる建物はほぼ完成しており、工期内で完了できていることを確認してきました。建物及び機械設備の縮小についてはやむを得ないものであり、必要性、緊急性の面においても当初計画と同様であることから、許可相当と見てきました。

番号4についても、番号3と同様に、農地区分は第2種農地となります。当初計画は転用期間終期が令和2年12月31日のところ令和3年1月31日までに延長するために計画変更をするのですが、延長する理由も妥当なものであり、変更後の期間も3年以内となることから、一時転用の要件に該当しますので、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号3番と4番の2議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、議案番号3番と4番の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、農業委員会法改正5年後調査の実施についてを議題といたします。

委員皆様は総会資料はお目通しされたと思いますが、事務局より概要説明をお願いいたします。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ただいま、事務局の説明が終わりましたが、この調査について質問はございませんか。

鈴木幸博委員 13番鈴木です。委員全員にこの調査票に丸を記入してもらい、集約した後、全国農業会議所や宮城県農業会議への報告と併せ、来月総会でもいいので委員全員に報告すればいいと思います。

議長 ただいま、13番鈴木幸博委員から報告書の取り扱いについて提案がありました。事務局いかがですか。

事務局 今、13番鈴木幸博委員から提案をいただきましたが、私から見ても、委員皆さんに報告書に丸をつけていただき、事務局で集約して、それを全国農業会議所と宮城県農業会議に報告をするというやり方がいいようです。全国農業会議所には12月25日まで回答することになっておりますので、期限は12月10日までとしたいと思います。

議長 ただいま、事務局から13番鈴木幸博委員からの提案を参考に、12月10日まで提出の上、集計しそれを全国農業会議所と宮城県農業会議に報告後に来月総会で、皆さんに報告するという方向で、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第4号議案、業委員会法改正5年後調査の実施について、事務局提案どおりにしたいと思います。

議長 ここで休憩いたします。(14:01)

議長 再開いたします。(14:09)

議長 続きまして、第6号議案、第2次美里町総合計画・総合戦略(案)に対す

る意見についてを議題といたします。

美里町長より意見を求められていますが、委員の皆様は総会資料はお目通しされたと思いますので、第5号議案同様、事務局より概要説明をお願いいたします。

事務局

(第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

中身の目標数値はほとんどが産業振興課です。農業委員会としてはこれについて何か意見があるかどうかという部分でございます。

議長

休憩いたします。(14:18)

議長

再開いたします。(14:22)

議長

それでは、第6号議案、第2次美里町総合計画・総合戦略(案)に対する意見については、異議なしで回答をしたいと思います。よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 3番

署名委員 4番